令和８年（フ）第１０３号
三重県伊勢市小俣町本町429番地１　ル・パルテールＢ　101号室、前住所三重県松阪市大黒田町1603番地４
債務者　奥田　愛純
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第１６５５号
さいたま市浦和区東岸町10番23―401号
債務者　羽鳥　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７２８号
さいたま市桜区町谷３丁目13番19号　小倉方
債務者　齋藤　舞子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６１号
新潟県長岡市島崎539番地７、前住所新潟県長岡市島崎769番地
債務者　山井　佑介
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第３６０号
大阪府泉大津市菅原町15番10号　サラセニア110号
債務者　金子　正和
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４９８号
大阪府泉南郡熊取町朝代東１丁目６番24号
債務者　岡崎　真典
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５９８号
大阪府泉佐野市泉ケ丘１丁目９番２―110号
債務者　岡田　大地
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６００号
大阪府和泉市葛の葉町一丁目２番33号
債務者　冨田　一真
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６０６号
大阪府泉佐野市新町１丁目１番23―201号
債務者　榎堀　遥香
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６０７号
大阪府岸和田市下池田町１丁目７番32号　スカイコーポ102号
債務者　江口　一人
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６０８号
大阪府和泉市富秋町二丁目13番32号、前住所堺市北区新金岡町５丁９番506号　パークサイドエルディム201号
債務者　横平　将志
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６１４号
大阪府泉佐野市日根野4212番地の９（702）
債務者　荒木　翔
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２３７号
岡山県倉敷市連島町西之浦284番地５　古谷ハイツ205
債務者　岸本　斉士
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２４０号
岡山県倉敷市西阿知町923番地　Ｂ―205、転居前の住所岡山県倉敷市児島塩生2085番地　プレトリア105
債務者　池田　胤斗
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３４０号
岡山県倉敷市二子1707番地26、転居前の住所岡山県倉敷市西阿知町1305番地５　ヴィーナスＢ　201
債務者　本多　湧
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１８２０号
さいたま市南区南浦和１丁目28番８号　301
債務者　トロフィモワ　イリナ
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８２９号
埼玉県蕨市中央２丁目41番12号　コーポ三貴202号
債務者　鷺谷　義彦
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係